

# 再審法改正をめざす市民の会 NEWS

発行 2021年12月1日 第2号



Retrial Act for the Innocent

再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-13 第3 工新ビル 201 桜井司法研究所気付

TEL 03-6278-9796 | FAX 03-6278-9798 | e-mail : info@rain-saishin.org

## 結成2周年集会をオンラインで開催



再審法改正をめざす市民の会は、5月20日、インターネット配信による結成2周年記念集会を開催しました。集会は当初、国会議員会館での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受けて、オンライン配信に切り替えたものです。YouTubeのライブ配信機能を利用して、全国で126人が視聴しました。なお、記念集会の様子は、録画版をYouTubeで視聴できます。10月29日現在までに1,106人が録画版を視聴し、43人が高評価をつけています。

### 再審法改正の必要性、多面的に

メイン企画の第1部、冤罪犠牲者の鼎談では、布川事件国賠の桜井昌司さん、東住吉事件国賠の青木恵子さん、湖東記念病院人工呼吸器事件国賠の西山美香さんの3人が、無実の証拠隠しや検察の不服申立などで苦しめられたそれぞれの体験を交えながら、再審法の改正が必要だと訴えました。

第2部では「再審法改正、なぜ必要か」と題したシンポジウムがおこなわれ、映画監督の周防正行さんの進行のもと、弁護士の鴨志田祐美さん、元検察官で弁護士の市川寛さん、元裁判官で弁護士の木谷明さんの「法曹三者」が討論。再審法改正によって当事者だけでなく法曹三者

それぞれにとって有益になることを明らかにしました。

元台湾立法院・尤美女（ヨウメイヌウ）弁護士からは、激励のビデオメッセージが届きました。尤弁護士は、2014年と2019年に再審法改正を実現した台湾の奮闘を紹介し、「様々な方法で活動を広げ、社会から注目を集めれば政府にもプレッシャーになる」と強調。NGOが「異なる考え方を持つ関係者の間に入り、調整の役割を果たすべき」として、「継続的な努力が蓄積すれば、法案が通過するタイミングは必ず来る。落胆せずに頑張ろう」と締めくくりました。

### 冤罪の被害実態を示して

再審をたたかう2事件からビデオメッセージが送られ、袴田事件の袴田巖さんの姉・秀子さんと、日野町事件の阪原弘さんの長男・弘次さんから再審確定に向けた支援の訴えがありました。また、再審法の改正が必要な事件の事例として、天竜林業高校成績改ざん事件について海渡双葉弁護士が、田園調布資産家殺人事件について小竹広子弁護士が、それぞれ報告。手続きの整備がされていないことなどにより不利益を受けていることを明らかにしました。

運営委員の瑞慶覧淳事務局長代行が、この間の取り組

みで国会請願署名をスタートしたことなどを報告。開会挨拶は本会共同代表で弁護士の宇都宮健児さんがつとめ、同じく共同代表で一橋大学名誉教授の村井敏邦さんが閉

会挨拶をつとめました。全体の司会進行は運営委員で弁護士の泉澤章さんがつとめました。第1部と第2部の内容を一部紹介します。

## ■第1部 冤罪犠牲者鼎談「もう泣く人を作らない」

# 再審法改正がやはり必要

鼎談は、滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さん、大阪・東住吉冤罪事件の青木恵子さん、茨城・布川事件の桜井昌司さんの3人によっておこなわれました。テーマは捜査機関による無実の証拠隠し、検察官の不服申立などについて、それぞれの経験が語られ、最後に裁判所は変わることができるか、司法の展望について話しています。

検察による無実の証拠隠しについて桜井さんは、布川事件で目撃証言など無罪の決定的証拠が隠されていたと述べ、「証拠隠しこそ、冤罪が生まれる肝だ。検察は『公益の代表』だから被害者だけでなく被疑者・被告人の利益をも代表すべきだ」と批判。西山さんは、「再審裁判になって初めて警察が隠していた供述調書や手書きの自供書などが出てきて、再審裁判で無罪を決める証拠となった」と話し、最初から出されていれば、自白がおかしいことがわかったはずだとしました。



青木さんは、大阪地裁で再審開始決定が出て、いよいよ刑務所から釈放されることになったのに、検察の異議申し立てによって直前に釈放が取り消されたことを話し、「まさに、天国から地獄だ」と述べました。これを受けて桜井さんは、「検察の抗告を認めるのは無駄な時間を作るものだ。検察の抗告で青木さんも西山さんも数年を無駄にした」などと話しました。

## ■第2部 シンポジウム「再審法改正がなぜ必要か」

# 3つの改革で法曹三者も有益に

「再審法改正がなぜ必要か」と題しておこなったシンポジウム。白熱の討論の一部を紹介します。

今回のシンポジウムのテーマは、再審法改正をめざす市民の会が掲げる3つの主張（①再審のためのすべての証拠の開示、②検察官の不服申し立ての禁止、③再審における手続きの整備）について、裁判官や検察官は、実際のところ再審についてどう考えているのかを明らかにしようという試みでした。進行は映画監督の周防さんがつとめました。

まず、再審をどう考えるかについて、元裁判官の木谷さんは、自身が裁判官時代は与えられた職権をフルに発動して再審事件と積極的にかかわってきたが、多くの裁判官は、最高裁の判決の誤りを認めることに逃げ腰で、変な理屈をつけて棄却する傾向があると指摘。元検察官



の市川さんは、自身は再審の経験がないと前置きしたうえで、検事にとって再審は一種の「罰ゲーム」みたいなもので、自ら有罪立証するクリエイティブな面がなく、「絶対に負けてはならない」というプレッシャーで苦勞が多い割に報いが少ない事件で、「乗り気にはならないのでは」と話しました。

つづいて検察が証拠開示に消極的な理由について市川さんは、検察官が全ての証拠を見た上で有罪と判断したという確固たる考え方があるとして、「裁判所に有罪方向の証拠しか出さないのはむしろ当然」と指摘。裁判所は検事が判断したとおりに結論を出せばいいという思い上がった考え方が根底にあると強調しました。一方、検事にとって弁護士に見せていい証拠と出さない証拠を選別することはストレスで、証拠開示を義務づける制度を作るとは、検事の本音に響くことだと指摘しました。大崎事件の弁護団事務局長をつとめる鴨志田さんは、再審で証拠開示を求めたところ「検察庁にはこれ以上はない」と回答したにもかかわらず、裁判長の証拠開示勧告さらに多くの証拠が出てきたこと、さらに検察庁だけでなく警察にも証拠が残っていた経験を報告。証拠開示義務が

ないことで生まれる不正義の実態を告発しました。

最後に検察の不服申立を禁止することについて木谷さんは、検察官が再審開始決定を不当だと考えても、後の再審公判で自分の主張を展開できるので、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めなくても、無実の人を救済する再審制度の趣旨に反しないなどと指摘しました。

これらの討論を受けて周防さんは、「私たちが求める証拠の全面的な開示、検察官の不服申立て禁止、再審手続きをきちんと決めることは、裁判官、検察官、弁護士、請求人にとっても、全部いい方向にいき、みんなを楽にさせるやり方だ。裁判所、検察庁で働く全ての人がきちんとした仕事を気持ちよくするために、この三つの改革が重要だ」とまとめました。

#### 【お知らせ】

2周年集会の全容は、YouTube ライブで録画版をいつでもご覧いただけます。また、インターネット環境がない方には、DVD にコピーしたものを頒売しています。

### 布川事件国賠

## 検察の違法捜査も認め「完全勝利」

### 国と県、上告できず 桜井さんの勝訴が確定

1967年に起きた強盗殺人事件の犯人として無期懲役刑を受け、29年間服役し、仮釈放後に再審無罪となった桜井昌司さんが、違法な捜査や起訴をした警察と検察の責任を追及した国賠裁判で、東京高裁（村上正敏裁判長）は8月27日、判決の言い渡しをおこないました。村上裁判長は、警察・検察の訴えを退け、一審の勝訴判決を維持し、一審で認めた警察官の取り調べの違法に加え、検察官の取調べも違法であったとして、国と県に約7400万円の賠償を命じました。国と県は期限の9月10日までに上告をせず、判決が確定しました。



判決直後、支援者から大きな拍手と歓声で迎えられた桜井さんは、言いたかったことを裁判所が分かってくれたことで、「判決を聞きながら初めて胸が一杯になった」と目を潤ませました。

寄稿

# 今も苦闘する仲間と共に、 冤罪の根源を絶つ法律をつくる

布川事件国賠 原告 桜井 昌司さん

布川事件の闘いは再審裁判に続いて国賠裁判でも勝利して決着しました。ラクダを針の穴に通すくらいに難しいと言われる再審。ラクダを針の穴に通しました上に、再審よりも困難と言われることもある警察や検察の過ちの責任を問う国賠裁判でも勝ちました。

「布川事件の再審が勝てた理由が判らない」という刑法学者がいました。ほぼ「自白」のみを証拠として有罪とされた布川事件の証拠構造ゆえに、決定的な無実を示す証拠がないままに勝てたのが不思議だったそうです。

私は、当然の勝利だと思っています。

私たちが有罪とした証拠の「自白」や「目撃証言」が違っていることを示す書面などが存在して、それらが証拠開示で提出されたから再審は勝ちました。真犯人の存在を示す私たちとは一致しない毛髪5本の鑑定書。11時47分にしか帰り着かない東京野方駅への逃走経路検証調書と野方のバーの経営者の「桜井は11時半に店に来て飲んでいた」とする調書。事件の日に杉山と会ったとする目撃者の証言に反する「事件の日とは断言できない」とする調書。「録音は一度のみ」とした警察官の証言に反する「2本目の録音テープの開示とその中身の改ざん痕」など、私に言わせれば「これだけあれば充分でしょ」です。

冤罪は昔も今も同じパターンで作られます。犯人視したら闇雲に有罪とした捜査しかしらない警察。それに警察の誤った捜査を是正できずに追隨して無実の証拠を隠す検察。警察と検察の行いを見抜けなくて言いなりの裁判所。再審で無実が明らかになっても、何も反省しない警察と検察、そして裁判所。これが日本の司法の現実です。

布川事件の国賠裁判の結果が出て、警察も検察も詫がみません。「判決を厳粛に受け止めて、これからも緻密に



桜井昌司さん

適正に職務を行う」そうです。東住吉事件国賠では元刑事が「今でも犯人だと思う」と公言しました。湖東記念病院事件国賠で滋賀県警は「それでも西山さんが殺害したのだ」と主張しました。

無実の人を犯人として職務を誤ったのに、何も反省しない、責任も取らない、開き直る、これらの行為が許されるのは、なぜなのでしょう。法治国家の「法治」の根源を損ね、「法理」を汚して平然としている警察と検察がある限り、これからも冤罪は作られます。

完全勝利で54年の闘いに終止符を打ちまして、正直、ホッとしています。嬉しいです。でも、何も変わりません。冤罪を作る根源を断つ法律を作らせるために、これからも命ある限り、今も苦闘する仲間と共に闘います。そして、今度は「警察と検察の責任を問う法律ができたことが信じられない」と言わせませう。

# 湖東国賠請求事件における県の不当主張問題について

湖東記念病院国賠訴訟弁護団 弁護団長 井戸 謙一 さん

2020年に再審で無罪判決を受けた湖東記念病院人工呼吸器事件で、西山美香さんが警察と検察の違法な捜査と訴訟活動の責任を追及している国賠裁判で、国側が無罪判決を否定し、西山さんを犯人だと主張する準備書面を提出していたことがわかりました。この問題について、弁護団の井戸謙一弁護士に解説していただきました。



井戸 謙一 弁護士

## 1 はじめに

湖東病院事件の国家賠償請求事件における被告滋賀県の不当主張事件は、本日（2021年10月11日）現在、いまだに終息していない。本稿は、途中報告ということになる。

## 2 事実経緯

あらためて、事実経緯を整理する。

(1) 西山美香さんは、2020年12月25日大津地裁に対し、国と滋賀県を相手取り、違法な捜査や起訴等によって損害を被った等として、総額約4300万円の賠償を求める国賠訴訟を提起した。

(2) 2021年9月15日、被告滋賀県は第1準備書面を提出し、初めて滋賀県の主張を明らかにした。その内容は、次のとおり、確定無罪判決を否定し、西山さんが殺人犯であると決めつけるものであった。

ア「被害者の死亡が『病死』・・・との主張については否認する。

イ「被害者を心肺停止状態に陥らせたのは、原告である。」  
ウ「(原告の突然の来署、手紙、自殺未遂偽装等の所為)は、原告の捜査攪乱を図る・・・意図から生じた奇異な行動」である。

エ「原告を知的障害者と評するのは、あまりにも安直に過ぎ、誤りである。」

オ「取調べ担当官に好意と信頼を寄せて虚偽の殺害行為を自白することなど、根本的にあり得ない。」

カ「大西裁判長の説諭の内容には、滋賀県警としては、承服しがたい。」

(3) 過去、刑事事件で無罪となった元被告人が警察や検察の捜査等の違法を主張して国賠訴訟を起こした例は枚

挙に暇がないが、被告側は、原告が無実であることを前提に、捜査等に違法がなかったことを主張してきたのであり、国賠訴訟において、被告側がなお、「原告が犯人である」などと主張したという話は聞いたことがなく、前代未聞だと思われる。これは、12年間の受刑生活に耐え、逮捕後16年を経てようやく雪冤を果たし、名誉を回復した美香さんを侮辱し、再びその名誉を毀損するもので、「セカンドレイプ」である。

(4) 私たち弁護団は、同月16日に開かれた進行協議期日で滋賀県の代理人に対し、美香さんを犯人視する記載部分を撤回するよう求めたが、滋賀県の代理人弁護士は、にべもなくこれを拒否した。

(5) 上記期日終了後の記者会見で、美香さんと私たち弁護団は、この問題を訴え、メディアは大きく報道した。私は、滋賀県の態度を変えさせるためには、世論が滋賀県を包囲するしかないと考え、滋賀県知事に直接メールをして善処を求めたほか、フェイスブックで、市民の方々に、滋賀県に抗議の声を届けるよう呼びかけた。

(6) 翌17日午後5時、滋賀県三日月大造知事から直接私のスマホに電話があった。知事は、準備書面の内容が美香さんを傷付ける不適切なものであったとして謝罪され、美香さんにもその意を伝えるよう依頼された。そのあと、知事は記者会見に臨まれ、同様に謝罪された。

(7) 9月28日滝沢依子県警本部長が県議会で謝罪された。その内容は、「表現に不十分な点があった。」というものであった。私は、記者からコメントを求められ、「問題は滋賀県警の『認識』であり、断じて『表現』ではない。」と述べた。

(8) 私は、滋賀県が第1準備書面を撤回し、改めて準備

書面を提出するのではないかと予想していたが、この予想は外れた。10月5日、滋賀県は、第1準備書面の極一部を訂正する内容の準備書面を提出したのである。訂正内容は、上記(2)のイに続いて「と判断する相当な理由があった。」と付加し、ウ、エ、オ、カを削除する等というものであり、強く非難を受けた部分を手直したにすぎない。県警本部長がいみじくも県議会で述べたように、滋賀県は、「表現」を訂正したのであって、「認識」を改めてはいないと理解せざるを得ない。

3 今回の騒動で明らかになったことは、滋賀県警は、今でも美香さんを殺人犯であると認識しているという事実である。再審無罪判決が確定した後、県警本部長が県議会で謝罪したが、これは口先だけのことだったことが明らかになった。

再審無罪判決において、捜査の違法を厳しく指摘されたのに、自らを反省するどころか、判決の方が間違いであるとの認識を持ち続け、そのことを隠そうともしない滋賀県警の体質には戦慄する。滋賀県警は、昨年9月にも、母親を逮捕して、乳児の腕にかみついたと自白させながら、後日、歯形を取り違えていたことが判明し、大津地検が起訴の取消に追い込まれるという不祥事を起こした。明らかに無実であるこの母親も自白に追い込まれ

たのである。自らを反省しない組織は、今後も同じ過ちを繰り返すだろう。再審無罪判決を言い渡した大西直樹裁判長は、説諭で「刑事司法のすべての関係者が今回の事件を実務の改善に結び付けなければならない」と述べたが、この言葉は、滋賀県警には届かなかったようである。この不十分な訂正にどう対応するか、現在、弁護団で検討中である。

いつも私をご支援していただきありがとうございます。

県側から、今でも私を犯人だと決めつけている「準備書面」が出て、はじめは怒り心頭でしたが、その後の訂正した「準備書面」でも、まだ私を犯人としてあつかっていることにあきれてものが言えません。

しかし、これからも変わらずに皆様と弁護団と闘っていきたいと思っていますので、末永くご支援の程よろしくお願いします。

西山 美香



## 再審法改正の必要性を訴える動画を公開

### 大崎事件・袴田事件両弁護団がクラウドファンディングで実現

大崎事件の第4次再審請求審は、最終意見書の提出期限が来年1月28日と定められ、大詰めを迎えています。また、袴田事件の第2次再審請求差し戻し審では、弁護側が、衣類に付着した血痕の色に関する専門家の鑑定書を提出し、再審開始に向けて大きく前進しています。

ところで、両事件は、2020年に、それぞれインターネット上でクラウドファンディングを実施し、合計3000万円もの寄付を集めました。両弁護団は、いただいた寄付を弁護活動に活かすとともに、再審手続きに関する法改正のための広報活動・ロビー活動を推進するため、寄付金の一部を使って2つの動画を制作しました。

1つめは、証拠開示の法制化の必要性を訴えるもので



動画の一部 映像は再審法改正をめざす市民の会のWEBサイト、または右のQRコードからご覧いただけます。



す。この動画では、袴田事件の第2次再審請求中に約600点もの証拠が開示され、犯人が着ていたとされるズボンが袴田さんのものではないことを示す証拠が見つかったことなどを紹介しています。再審手続きにおける証拠開示の重要性を訴え、開示させるかどうかを裁判官の裁量にゆだねるのではなく、法律で義務づける必要があることを理解していただける内容になっています。

2つめは、検察官による抗告を法律で禁止する必要があることを訴えるものです。この動画では、事件発生から17年後に再審開始が認められた東住吉事件で、青木恵子さんが刑務所から釈放されようとしたまさにそのときに検察官の即時抗告により出られなくなり、再審公判で無罪が言い渡されるまで、さらに3年もの年月を要したことなどを紹介しています。検察官が、再審開始決定

に徹底して抵抗し、不服申し立てを繰り返すことは、公益のためでも正義のためでもありません。法律で禁止する必要があることを理解していただけたと思います。

国会議員や一般市民の方々に、再審法改正の必要性をわかりやすく伝えるための新しいツールとして、ぜひ2つの動画をご視聴、ご活用いただければと思います。

### 亀石倫子さん

弁護士、大崎事件再審弁護団、日弁連・再審法改正に関する特別部会委員



## 再審法改正をめぐる各地のとりくみ

### 142名の会員と創意工夫で議会要請に

#### 再審法改正をめざす京都南部市民の会 事務局 長谷川真二さん

「再審法改正をめざす市民の会」の呼びかけに応じて、地域での取り組みを推進していくために、今年4月に「再審法改正をめざす京都南部市民の会」を結成しました。

早速、地元議会への請願書提出に向けて、会派や議員個人要請に事務局メンバーで手分けして回り、多くの議員からは、「冤罪事件はあってはならない」、「許されない

ことです」、「私も同じ立場です」と述べられるのですが、「国の政策にかかることだから議員団で対応は考えたい」、「趣旨には賛同しますが、採択は見合わせたい」と厳しい返事でしたが、議員への個別要請で感触の良かった城陽市議会に請願書を提出しましたが、11月5日の本会議では賛成少数で不採択に。とてもガッカリしました。

この間、「市民の会」ニュースを2回発行して、142名の会員と協力者に届け、国会請願署名も279筆集約しています。

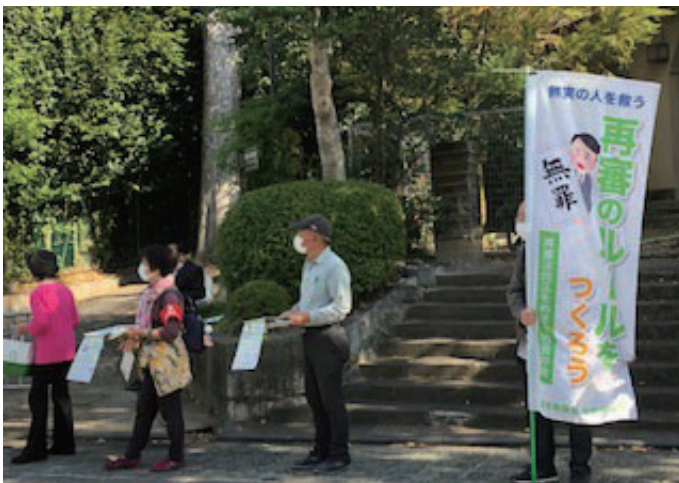
他府県の市町村での採択に勇気と励ましをもらいながら、「一刻も早く法改正をして無実の罪で、その自由を奪われた人を救済しよう」の思いを大事に、何とか京都府で採択される議会の突破口の実現をめざして、さらに創意工夫をして議会要請を続けていきたいです。

### 県レベルで初めて

### 岩手県議会で再審法改正を求める意見書採択

日本国民救援会 岩手県本部

岩手県議会（五日市王議長）は、10月13日の本会議で「えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法を



街頭で宣伝行動をする京都南部市民の会のメンバー

速やかに改正するよう強く要望する」と題した意見書を賛成多数で採択しました。

意見書で「再審は誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない」が、「現行の再審制度は、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていない」と指摘し、「1. 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。2. 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができない制度に改正すること」とし、衆参両院の議長、内閣総理大臣、法務大臣宛に提出されました。

同意見書は、日本国民救援会岩手県本部（水戸正男会長）が提出していた「再審法の速やかな改正を求める請願」によるもので、岩手県内では、昨年12月の北上市議会、今年9月の花巻市議会の決議に続きます。



3月に県議会に請願した水戸正男会長（中央）

都道府県段階の決議としては全国で初めてとなります。

## 再審法改正を人権回復の灯に

日本聖公会有志「一羊会」代表 森田 麻里子 さん

2008年2月「仙台北陵クリニック事件」で無実を訴える守大助さんの無期懲役が確定し、守さんは仙台拘置所から千葉刑務所に移送されました。同年秋、守さんを支援するために「一羊会」を立ち上げました。守さんは2012年に仙台地裁に再審請求しますが、2019年に最高裁は請求を棄却しました。

今春、守さんの50歳のお祝いとして、また誤判を多くの方にお伝えしようと、冊子「守大助さん詩文集&裁判資料集」を1000部発行しました。裁判資料は2019年日弁連人権擁護大会「えん罪被害救済へ向けて 今こそ再審法改正」の資料を日弁連の許可を得て、全面転載しました。10月に千葉刑務所で面会すると、守さんは「裁判所が変わらないと。正義を見せてほしい」と強く訴えられました。

11月、宗教者平和ネットの内閣府要請に参加し、岸田首相に再審法改正の要請書を提出しました。要請書提出後に、社民党福島みずほ議員、共産党山添拓議員に要請書をお届け致しました。

第一次再審請求の経過で、裁判所は再審請求を棚晒し状態にし、誤判を糾す意欲がないと感じました。29歳で逮捕された守さんの無罪確定のチャンスは奪われたままです。ぜひ、皆様とともに、再審法改正を実現し、守大助さんの人権を回復したいと願います。

## 意見書採択69議会に

### 全国の自治体の「再審法改正を求める意見書」採択状況について

再審法改正の意見書は、合計69の地方自治体の議会で採択されました（1県44市20町4村）。

北海道（3市）・苫小牧市、美唄市、函館市 / 岩手（1県3市）・県、北上市、花巻市、八幡平市 / 福島（2市5町1村）・喜多方市、伊達市、国見町、桑折町、浪江町、会津坂下町、会津美里町、湯川村 / 茨城（13市4町2村）・高萩市、常陸大宮市、那珂市、鹿嶋市、鉾田市、土浦市、石岡市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、かすみがうら市、古河市、大子町、阿見町、五霞町、城里町、東海村、美浦村 / 千葉（3市）・流山市、東金市、我孫子市 / 東京（2市）・小金井市、清瀬市 / 静岡（2市）・三島市、下田市 / 滋賀（1市1町）・東近江市、甲良町 / 奈良（4市5町1村）・奈良市、大和郡山市、御所市、桜井市、上牧町、広陵町、川西町、三宅町、香芝町、山添村 / 大阪（4市2町）・池田市、吹田市、箕面市、羽曳野市、豊能町、能勢町 / 兵庫（3市）・神戸市、高砂市、加古川市 / 島根（1市2町）雲南市、津和野町、吉賀町 / 高知（2市）土佐清水市、安芸市 / 徳島（1市、1町）吉野川市、つるぎ町 ※群馬・甘楽町議会は趣旨採択。（10月18日現在、国民救援会集約分）



# 法改正の道は一筆の署名から 国会請願署名にご協力を

市民の会では、5月20日の2周年記念集会を機に、再審法改正を求める国会請願署名への取り組みをスタートさせました。11月末時点の集約で4700人分です。来年の通常国会への提出に向けて、ご協力をお願いします。署名の趣旨を訴えるビラとセットになった署名用紙や、街頭で署名を訴える際にわかりやすいよう、のぼりや横断幕などの宣伝資材も用意しました。ご注文はメールまたはファックスでおねがいします。

再審法改正を求める国会請願署名

## 無実の人を冤罪から救おう

やってもない犯罪で処罰される冤罪事件が、後を絶ちません。誤った裁判をやり直す再審制度は、欠陥だらけで機能不全です。無実の人を救う法律を作ること、ためらう必要はありません。真実と正義を要する市民の声を積み上げて、実現させましょう。

### 私たちが求める3つの改革

- 再審のため全証拠を開示**  
再審無罪の事件の多くが、検察が開示した証拠を基盤として決まっています。証拠開示を義務づける規定が必要です。
- 検察による不服申立禁止**  
再審開始決定に対し検察官が不服を申し立てることで、救済が遅れたり取り消され、再審が有名無実化しています。
- 公正な再審手続き整備**  
再審請求の審理にルールがなく、形式的な手続きで覆却する例が横行。実質審理を担保する手続き整備が必要です。

冤罪生まめシステム作るよ

私と杉山卓朗が警察と検察から受けた取調べを裁判所が違法だと認め、国賠裁判の勝訴判決が確定しました。当たり前のことが認められるまで54年もかかり、警察と検察は延々と抵抗を続けました。再審無罪になった冤罪仲間が国賠裁判をたたかっていますが、冤罪を作った警察官も、冤罪に同身した検察官も、「捜査は正しかった」と言い続けます。心の中で「おかし」と思っているはずなのに、私は、日本がきちんと過ちをただせる国にならなければならないシステムを作るために頑張ります。日本を道義の国にするために力を貸してください。

【2021年8月27日の判決報告集会での杉山卓朗より】

【杉山卓朗】1967年、茨城県利根町で起きた殺人事件の犯人として、杉山卓朗さんと杉山卓朗さんが起訴され国賠判決の有利判決が確定。29年の獄中生活をを経て再審開始判決が確定。警察、検察の責任を問う国賠訴訟も、一審で警察の違法な捜査や検察の証拠隠蔽を認定し、証拠開示を命じ、二審は検察の取調べを違法として、2021年9月に判決が確定。

署名用紙はホームページからダウンロードできます

RAIN  
Rational Act for the Innocent

再審法改正をめざす市民の会 <https://rain-saishin.org>

## 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める国会請願署名

【請願趣旨】  
罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、書き上げてきた人生のすべて、甚だしい場合は死罪によって生命さえ奪われる。冤罪は、国家による最大の人權侵害であり、速やかに救済されなければならない。冤罪は、国家による最大の人權侵害であり、速やかに救済されなければならない。冤罪は、国家による最大の人權侵害であり、速やかに救済されなければならない。

【請願事項】  
1、再審のためのすべての証拠を開示すること  
これまで再審無罪となった冤罪事件のほとんどすべてにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公開に提出せず、隠しつけていたことが明らかになっています。こうした証拠隠しこそ、裁判の最大原因の一つです。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。冤罪事件こそ、捜査機関手帳のすべての証拠の開示が必要で、

2、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること  
再審開始決定に対して検察が不服を申し立てることは、いざ知らず裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにつながっています。有罪・無罪は、再審請求書ではなく、その後の再審裁判で判断されます。仮に検察に再審開始決定に対する不服があったとしても、この再審請求で再審はできません。したがって再審開始決定自体について、検察に不服申立てを認める必要はありません。検察が求められる再審開始決定に対する不服申立は禁止すべきです。

3、再審における手続きを整備すること  
現行法では、再審請求書などのような手続きで行うのが規定通りに等しく、再審請求人の権利がほとんど保障されません。裁判所は、再審請求書で検察と検察官との意見交換を促進したり、審理が公開されることもなく証拠開示もおこなわずにいざなり再審請求を提出する実態があります。したがって、再審の手続きを整備し、ルールを作る必要があります。

共同代表  
宇野浩二 元文部大臣  
大塚 元文部大臣  
長瀬 元文部大臣  
藤田 元文部大臣  
土、元裁判官  
市民の会、布川(国賠原告)  
一橋大学名誉教授、元司法学会常任理事  
2021 東京新聞記者会 元司法学会常任理事  
info@rain-saishin.org  
rain-saishin.org

お名前 \_\_\_\_\_ ご住所 \_\_\_\_\_

再審法改正をめざす市民の会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田5-13  
TEL 03-6278-9798 FAX 03-6278-9798  
http://www.national-diet.org

A3ビラ (署名付き)

折ってA4サイズ。ミシン目が入っているので、署名部分だけ簡単に切り離せます。

### 【価格表】

A 3ビラ (署名付き)	両面カラー刷り A 3判	1 枚 10 円で 10 枚単位で (送料別途 84 円から)
宣伝横断幕	左右長さ 270、高さ 90cm	1 枚 3,498 円 (代金引換・送料込み)
宣伝のぼり	天地高さ 180、横幅 60cm	1 枚 3,235 円 (代金引換・送料込み)

ご注文・お問合せは 市民の会 吉田まで info@rain-saishin.org



# YouTube ライブ 連続 WEB セミナー



市民の会では、新型コロナの蔓延で表立った活動が制限されるなか、インターネットを活用した取り組みをしようと、動画配信によるWEBセミナーを定期的を開催しています。視聴者からの質問に応じられるようライブ配信にこだわりました。録画映像はホームページからいつでもご覧いただけます。また、各回とも500円でDVDにダビングしてお渡ししています。



【第1回】再審無罪 湖東記念病院事件から学ぶべきもの  
(2020年6月13日配信 75分)



【第2回】対談で探る「大崎事件の真実」  
(2020年7月18日配信 72分)



【第3回】事件から54年 再審法を改正して袴田巖さんを救おう  
(2020年8月22日配信 67分)



【第4回】なぜ検察官は有罪を求め続けるのか？「ナリ検」から読み解く検察の本音と思考  
(2020年9月19日配信 77分)



【第5回】ニセ証拠の闇を暴け 調書のねつ像が発覚した日野町事件 再審における証拠開示の重要性  
(2021年1月9日配信 71分)



【第6回】日本・台湾・韓国の再審法の現状と課題  
(2021年3月13日配信 112分)



【第7回】再審の道を開いた決定を生かそう 財田川事件に学ぶ  
(2021年10月16日配信 74分)

## 次回 WEB セミナーのご案内

2022年2月19日 (土) 14時スタート

# ドイツはなぜ 検察官の不服申し立てを禁止したのか

講師 龍谷大学教授 齊藤 司 さん

ドイツでは、再審において検察が不服申し立てをすることが禁じられています。いったん再審開始決定が出されれば、検察官が不服があっても、再審公判において有罪の主張立証を行うことが可能できることと、有罪か無罪かの判断は、手続きが保障された公開の法廷でおこなわれるべきだというのがその理由です。ドイツ法をモデルにした日本の刑事訴訟法は、どうあるべきなのか、龍谷大学の齋藤司教授が解説します。合わせて冤罪事件の当事者の声も紹介します。



## 財政報告 (2021年5月末現在)

この2年間（2019年5月20日～2021年5月31日）の財政報告について、概略を説明します。

収入は、会員からの会費とカンパ、会で発行したパンフなどからの収入です。特に、今年5月に開催した結成2周年にむけて、40万円を超えるカンパが寄せられました。

支出では、コロナ禍のなかで活動が大きく制限され

たこともあり、予定していた活動費や集会費などの支出が減額されて繰越金として残ることになりました。また、コロナ禍の中で重視して取りくんだWEBセミナーは、運営委員や事務局の全面的な協力によって財政的にも大きく支えていただきました。

引き続き、会員をはじめ、再審法改正運動に賛同される皆さんの物心両面にわたるご支援をお願いします。

収入		支出			2021.5.31繰越金内訳	
会費	778,000	活動費	印刷関連	460,707	ゆうちょ銀行口座	144,970
カンパ	927,914		インターネット関連	111,793	郵便振替口座	874,069
資料販売	192,552		ホームページ関連	62,980	現金	46,776
			集会参加派遣	35,500		1,065,815
		会場費		4,400		
		資料購入		30,100		
		送料・振込料		125,854		
		事務費		1,320		
利息	3					
計	1,898,469	計		832,654		
			繰り越し金	1,065,815		

## 事務局からのお知らせ

### 国会要請の成功へ カンパにご協力ください

市民の会は、会員の入会金と募金のみで運営しています。国会請願署名と署名促進のための資材を作成し、年明けに、衆参の法務委員への要請、衆参議長あての要請行動、国会内集会をおこなってまいります。募金へのご協力をお願いします。お振込みは同封の振込用紙または、下記の口座をお願いいたします。

●郵便振替口座 00170-0-392704

●ゆうちょ銀行 10170-93367581

再審法改正をめざす市民の会（サイシンホウカイセイラメザスシミンノカイ）

他金融機関からゆうちょ銀行に振込む場合

店名 ○一八（ゼロイチハチ）

店番 018 普通預金 93367581



# 本の紹介

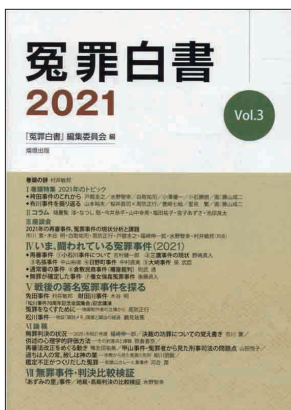
(本会の運営委員、事務局などが関わった書籍を中心に紹介しています)



## 違法捜査と冤罪 捜査官！ その行為は違法です。

木谷明著 日本評論社 税込 1,980円

30件に及ぶ無罪判決を確定させたことで有名な元裁判官で運営委員の木谷明さんの著作。冤罪を防ぐには過去の誤判の検証が不可欠。本書は戦後の著名な冤罪20事件を分析し、どこで誤ったのかを学び知るのに最適。



## 冤罪白書2021 (Vol.3)

冤罪白書編集委員会・編 燦燈出版 税込 2,200円

いま佳境にある冤罪事件の現状と課題がわかる一冊。袴田事件のこれからと布川事件のこれまでをまとめた特集は、審理の在り方についての問題だけでなく、冤罪事件に学者がどうアプローチしたか、マスコミの事件報道の仕方についても検証する。本会の運営委員と事務局員の多くが執筆と編集に関わった。

# 市民の会の発行物のご案内

ご注文はメールかFAXで  
Fax : 03-6278-9798  
Mail : info@rain-saishin.org

別途、送料が発生します  
(1通 84円から 重量で加算)



入会リーフ  
A4 縦半分  
1部 5円

入会申込書  
A4 縦半分  
無料



第1回院内学習会  
A5 本文 24頁  
頒価 100円



私たちのめざすもの  
A5 版 12頁  
頒価 50円



WEBセミナーDVD  
第1回～7回  
各回 500円